

## 平成23年度京都府防犯カメラ設置補助金取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、京都府防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成23年度に交付する補助金の取扱について、必要な事項を定める。

### (対象地域)

第2 要綱第2条第1項に規定する地域は、別表1のとおりとする。

### (防犯カメラの要件)

第3 要綱第3条第2項に規定する防犯カメラの要件は、別表2のとおりとする。

### (様式)

第4 要綱第5条の規定による交付申請書の様式は別紙様式1、実績報告書の様式は別紙様式2のとおりとする。

2 要綱第7条第4項の規定による様式は別紙様式3のとおりとする。

### (提出期限)

第5 要綱第5条の規定による交付申請書の提出期限は、平成23年9月30日とする。ただし、申請状況に応じ、対象地域ごとに提出期限を短縮又は延長することがある。

2 要綱第5条の規定による実績報告書の提出期限は、設置完了後30日以内又は平成24年4月10日までのいずれか早い日とする。

別表 1

対象地域	区 域
南区唐橋地域	<p>南警察署唐橋交番が所管する地域</p> <div data-bbox="459 439 1366 1088" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市南区のうち            唐橋井園町、唐橋花園町、唐橋経田町、唐橋琵琶町、唐橋南琵琶町、唐橋門脇町、唐橋大宮尻町、唐橋平垣町、唐橋西平垣町、唐橋川久保町、唐橋羅城門町、唐橋高田町、唐橋堂ノ前町、唐橋赤金町、唐橋西寺町、唐橋芦辺町、吉祥院清水町の一部、吉祥院九条町の一部、吉祥院定成町、吉祥院西定成町、吉祥院船戸町、吉祥院春日町、吉祥院井ノ口町、吉祥院車道町、吉祥院池ノ内町、吉祥院西浦町、吉祥院里ノ内町、吉祥院落合町、吉祥院政所町、吉祥院西ノ内町、吉祥院高畑町、吉祥院御池町、吉祥院八反田町、吉祥院西ノ茶屋町、吉祥院這登西町、吉祥院這登中町、吉祥院仁木ノ森町、吉祥院菅原町、吉祥院砂ノ町、吉祥院石原南、吉祥院這登東町、吉祥院東砂ノ町、吉祥院南落合町、吉祥院東浦町</p> </div>
伏見区桃山南地域	<p>伏見警察署桃山南交番が所管する地域</p> <div data-bbox="459 1232 1366 1657" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>京都市伏見区のうち            桃山町根来、桃山町丹後、桃山町美濃、桃山町駿河、桃山町百軒長屋、桃山町丸山、桃山町新町、桃山町和泉、桃山町大津町、桃山町西町、桃山町東町、桃山町見附町、桃山町中島町、桃山町遠山、桃山町町並、桃山町西尾、桃山町安芸山、桃山町因幡、桃山町養齊、桃山町大島、桃山町日向、桃山町山ノ下、桃山町伊庭、桃山与五郎町、桃山南大島町、桃山町紅雪町</p> </div>
宇治市伊勢田地域	<p>宇治警察署伊勢田交番が所管する地域</p> <div data-bbox="459 1792 1366 2024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>宇治市のうち            宇治の一部、神明、羽拍子町、南陵町一丁目、南陵町二丁目、南陵町三丁目、南陵町四丁目、南陵町五丁目、小倉町の一部、伊勢田町の一部、開町、広野町の一部</p> </div>

八幡市男山地域	八幡警察署男山交番が所管する地域 <div data-bbox="459 297 1364 533" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">八幡市のうち 八幡長谷、男山雄徳、男山指月、男山美桜、男山笹谷、男山八望、男山長沢、男山泉、男山吉井、男山松里、男山石城、男山弓岡、男山竹園、男山金振、男山香呂</div>
---------	---

別表 2

<p>機器の要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カメラ           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) カメラの有効画素数が38万画素以上であること</li> <li>(2) 1秒間に1枚以上撮影できること</li> <li>(3) カラー・白黒切替画像であること</li> <li>(4) 作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）</li> </ol> </li> <li>2 レコーダー           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること</li> <li>(2) 記録間隔が1秒間に1画面以上であること</li> <li>(3) 640×240画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、CD-R等の外部記録媒体に画像が複写できる、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること</li> </ol> </li> </ol>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 撮影範囲が駐車場出入口を含むものであること</li> <li>2 以下の項目を含む管理運用規程が定められ、又は事業開始までにその見込みがあること           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置目的</li> <li>(2) 設置場所、撮影範囲</li> <li>(3) 管理責任者の指定</li> <li>(4) 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法</li> <li>(5) 画像の利用・提供の制限</li> <li>(6) 苦情処理</li> <li>(7) その他必要な事項</li> </ol> </li> <li>3 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること</li> <li>4 平成24年3月31日までに設置が完了する見込みであること</li> </ol>

(別紙様式1)

平成23年度京都府防犯カメラ設置補助金  
交付申請書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住 所 〒  
〔法人にあっては〕  
主たる事務所の所在地

氏 名  
〔法人にあっては〕  
その名称、代表者の氏名

印

連絡先 TEL : ( ) -

京都府防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、京都府防犯カメラ設置補助金  
交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請額・申請台数	円 ( 台)	
設置完了時期	平成 年 月 日	
設置場所	住 所	
	所管交番	警察署 交番
	駐車台数	台

(関係書類)

- (1) 防犯カメラの設置に係る見積書
- (2) 防犯カメラの仕様がわかる資料 (仕様書、カタログ等)
- (3) 防犯カメラを設置する駐車場の位置図
- (4) 防犯カメラの設置場所がわかる図面
- (5) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (6) 定款、規約又は確定申告書の写し等、事業者であることがわかる書類

(別紙様式2)

平成23年度京都府防犯カメラ設置補助金  
実績報告書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住 所 〒  
〔法人にあっては〕  
主たる事務所の所在地

氏 名  
〔法人にあっては〕  
その名称、代表者の氏名

印

連絡先 TEL : ( ) -

平成 年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定を受けた補助金に係る補助事業の実績について、京都府防犯カメラ設置補助金交付要綱第5条規定により、下記のとおり報告します。

記

交付決定額・台数	円 ( 台)
実績報告額・台数	円 ( 台)
設置完了時期	平成 年 月 日
設置場所	住 所
	所管交番 警察署 交番

(関係書類)

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収証 (原本)
- (2) 防犯カメラ設置後の現況写真 (カメラ、録画装置及びプレート等)
- (3) 撮影された画像
- (4) 防犯カメラの管理規定
- (5) 口座振替依頼書

(別紙様式3)

京都府防犯カメラ設置補助金に係る  
補助対象財産の処分承認申請書

平成 年 月 日

京都府知事 様

住 所 〒

〔法人にあっては〕  
主たる事務所の所在地

氏 名

〔法人にあっては〕  
その名称、代表者の氏名

印

連絡先 TEL : ( ) -

平成 年 月 日付け京都府指令第 号で交付決定のあった補助対象財産を次のとおり処分したいので、京都府防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

処分財産名	
取得年月日	
耐用年数	
処分理由	
取得価格	
処分予定額	
処分方法	
処分後の方針	